

「KOUGEI EXPO in KANAGAWA（第43回伝統的工芸品月間国民会議全国大会）」 開催運営等業務委託仕様書

1 目的

2026年11月に開催する「KOUGEI EXPO in KANAGAWA（第43回伝統的工芸品月間国民会議全国大会）」（以下「全国大会」という。）の効果的な催事運営を図るもの。

2 委託期間

委託契約締結日から2027年1月22日（金）まで

3 業務に関する全般的な事項

（1）全国大会の概要等については、別紙基本計画のとおり。全体テーマ、基本方針等を踏まえて出展者、来場者の双方にとって有意義な全国大会となるよう、創意工夫を凝らして業務を遂行すること。

・全体テーマ

つくる人に、物語がある。つかう人に、物語が生まれる。

・ロゴマーク



KOUGEI EXPO
in KANAGAWA

（2）委託業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

（3）この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然に実施すべきものは、発注者と協議の上、全て実施するとともに、全国大会の開催に支障がでないよう、関係者に対してもその内容を周知徹底すること。

（4）全国大会は、経済産業省、伝統的工芸品月間推進会議、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会及び神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会（以下「主催者」という。）で開催するイベントであることから、各機関と調整して業務を遂行すること。

4 業務実施内容

（1）記念式典及び全国伝統工芸士大会（仮称）に関すること

ア 開催日時

2026年11月6日（金） 13:30～15:00（予定）

イ 会場

小田原三の丸ホール 大ホール

ウ 内容

主催者及び来賓挨拶、功労者等表彰、大会宣言 等（プログラムの詳細は主催者において決定し、受注者に伝達する）

エ 出席者

主催者、来賓及び来場者 約800人

オ 委託業務内容

（ア）会場設営業務

- ・式典の開催に必要となる装飾、備品の手配、設営及び撤去を行うこと。
- ・必要となる看板等の制作、設営及び撤去を行うこと。

（イ）式典運営業務

- ・式典の円滑な進行、運営管理を行うこと。

- ・運営マニュアル及び進行台本を作成すること。
- ・式典の運営に必要となるスタッフ（受付、会場案内、誘導等）を手配し、運営管理を行うこと。
- ・式典の進行スタッフ（司会、表彰式介添え等）を手配し、運営管理を行うこと。
- ・式典の来場者を円滑に会場に誘導できるよう、案内看板等を作成し、適切な位置に配置すること。
- ・パンフレット（プログラム）を作成すること。
（仕様は、A4サイズ・モノクロ印刷・16ページ程度・1,000部）
- ・手提げ袋を制作すること。
（仕様は、A4サイズ・1,000袋とし、表面に大会名とロゴを入れること。用途はパンフレットや記念品を入れて配布するもの。）
- ・受付の設置（地区ごとにブロック分けをして複数個所設置）及び撤去を行うこと。
- ・胸花、飾花等式典に必要な備品を手配すること。
- ・音響及び照明を手配すること（式典開始前と休憩中にはBGMを流すこととし、音源を手配すること。）。
- ・来場者に記念品として神奈川県伝統的工芸品等を贈る必要があることから、発注者と協議の上、記念品を選定し、発注及び経費の支払いを行うこと。（記念品は1個当たり税込2,000円程度のもので、各工芸品合計800個用意すること）
- ・小田原三の丸ホールの管理者と適切に連絡調整を行うこと。
- ・車いす利用者が出席する場合は、安全に移動することができるよう、会場内にスロープを設ける等、可能な限り配慮すること。
- ・運営スタッフについては、発注者においても人員（駐車場内の誘導、インフォメーション案内、来賓対応等）を配置することから、必要人数や役割分担について協議すること。

業務一覧	委託範囲	委託範囲外
式典内容の検討		○
案内状の印刷・発送		○
出席者リスト作成		○
会場設営・看板設置	○	
進行台本作成	○	
運営スタッフ（受付、会場案内、誘導等）の手配	○	
進行スタッフ（司会者、表彰式介添え等）の手配	○	
音響、照明の手配	○	
パンフレット、手提げ袋の作成	○	
備品の手配（胸花、飾花等）	○	
記念品の選定・発注	○	
当日の運営（受付、会場案内、誘導等）	○	

(2) 第43回伝統的工芸品月間国民会議全国大会・合同開会式（仮称）に関する事

- ア 開催日時
2026年11月7日（土） 9:30～10:00（予定）
- イ 会場
パシフィコ横浜 展示ホールC, D内のステージ
- ウ 式典の内容
主催者及び来賓挨拶、テープカット、郷土芸能披露等
- エ 出席者
主催者、来賓及び来場者 約130名
- オ 委託業務内容

(ア) 会場設営業務

- ・合同開会式の開催に必要となる装飾、備品の手配、設営及び撤去を行うこと。
- ・必要となる看板等の制作、設営及び撤去を行うこと。

(イ) 合同開会式運營業務

- ・合同開会式の円滑な進行、運営管理を行うこと。
- ・運営マニュアル及び進行台本を作成すること。
- ・合同開会式の運営に必要となるスタッフ（受付、会場案内、誘導等）を手配し、運営管理を行うこと。
- ・合同開会式の進行スタッフ（司会、テープカット介添え等）を手配し、運営管理を行うこと。
- ・テープカット用のテープやハサミ、胸花、飾花など、式典に必要となる備品を手配すること。
- ・(3)の催事のオープニングセレモニーとしてふさわしいプログラムを提案し、実施すること。

カ その他

不測の事態等により、上記の内容を変更する必要がある場合は、柔軟に対応すること。

(3) パシフィコ横浜で開催する催事に関すること

ア 開催日

2026年11月7日（土）～11月9日（月）

イ 会場

パシフィコ横浜展示ホールC・D、臨港パーク及びプラザ広場

ウ 目的及び対象者

本催事は、県内の伝統的工芸品等の認知度を向上させ、商品の多様化を図ることで、新たな購買層の獲得につなげるとともに、販路拡大、需要の増加、若手の参入など、伝統的工芸品産業等の持続的な発展につなげていくことを目的としている。催事の開催にあたっては、これまで伝統的工芸品等に関心の薄かった層、特に20代から40代の女性及び小学生から大学生といった若者をメインターゲットとして、様々なプログラムを実施すること。

また、本業務の遂行にあたっては、常にこの目的及び対象を念頭に置き、プログラム毎にできる限り対象を明確に設定し、その対象のニーズを分析することで、各プログラムに誘引できるような工夫を行うこと。

エ 委託業務内容

(ア) 基本計画にもとづくイベントの詳細な企画とその開催内容

基本計画の内容をもとに、次の①～⑯のプログラムについて、更なる具体化を図り、催事を効果的に開催すること。

なお、契約後にレイアウトや什器のサイズなどの企画の詳細については発注者と協議のうえ、柔軟に対応することができる。

① 匠のひびきステージ【基本計画P9参照】

- ・会場内に設置するステージで11月7日（土）から9日（月）の3日間、複数のステージイベントを実施すること。
- ・ステージイベント内容は、発注者と協議の上で決定すること。
- ・ステージ出演者との交渉、連絡調整等を実施すること（報償費が必要な場合、その支払も含む。）。
- ・スケジュール及びステージイベントの内容は、発注者及び一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会と十分に調整を図ること。
- ・ステージイベントとして、著名人による大会ゲストトークショー、GREEN×EXPO 2027ステージは必ず実施すること。なお、ステージイベントプログラムの一つとし

- て「高校生「花いけパフォーマンス」」を発注者が実施するため、受注者はその部分につき発注者と協議しつつステージイベント全体について企画すること。
- ・著名人による大会ゲストトークショーの出演者は契約後に発注者が指定するため、出演料は税抜 550 万円を見込むこと。なお、発注者が指定した出演者との調整につき問題が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を仰ぐこと。
 - ・必ず実施するステージイベントに加え、来場者数の増加につながる魅力あるステージイベントを実施すること。
- ② 匠の技ライブギャラリー（神奈川県伝統的工芸品展）【基本計画 P10～11 参照】
- ・鎌倉彫、小田原漆器及び箱根寄木細工の魅力を来場者に伝えるため、伝統工芸士などの職人による制作実演及び伝統的工芸品の展示を行うこと。
 - ・制作実演及び展示の内容は、産地組合などの関係者と十分調整した上で、発注者と協議し決定すること。
 - ・全体テーマのキーワードが「物語」であることから、来場者に職人の物語などが伝わる展示パネル等を制作し、設置すること。
 - ・当該コーナーの設置、運営に必要な取材、写真撮影、動画制作、テキスト編集等を行い、来場者に職人の物語を届けられる工夫を行うこと。
- ③ 選りすぐり伝統的工芸品市（神奈川県伝統的工芸品展）【基本計画 P12】
- ・鎌倉彫、小田原漆器及び箱根寄木細工を展示販売するコーナーを設置すること。
 - ・販売や会計に必要な人員や機材等について、出展者等と調整を行い、必要な人員や機材などの手配を行うこと。
 - ・当該コーナーに、現金に加え、キャッシュレス決済にも対応できる集中レジを設けること。
 - ・クレジットカード端末利用に係る手数料等は各出展者（利用者）が負担するように調整し、当該条件について事前に各出展者から了解を得ること。
 - ・伝統的工芸品の売上アップにつながるよう、展示販売等の手法を工夫すること。
- ④ かながわ郷土工芸市（神奈川県郷土伝統工芸品展）【基本計画 P13】
- ・津久井の組紐、大山こま、横須賀のスカジャンなどの基本計画記載の郷土工芸品を展示販売するコーナーを設置すること。
 - ・出展者ごとに紹介パネルを設けるなど、郷土工芸品の魅力が伝わるよう工夫すること。
 - ・販売や会計に必要な人員や機材等について、出展者等と調整を行い、必要な人員や機材などの手配を行うこと。
 - ・当該コーナーに、現金に加え、キャッシュレス決済にも対応できる集中レジを設けること。
 - ・クレジットカード端末利用に係る手数料等は各出展者（利用者）が負担するように調整し、当該条件について事前に各出展者から了解を得ること。
 - ・郷土工芸品の売上アップにつながるよう、展示販売等の手法を工夫すること。
- ⑤ アニメ×KOUGEI コラボギャラリー（企画展）【基本計画 P14】
- ・アニメ作品と伝統的工芸品がコラボした企画展示等を行うこと。
 - ・コラボを行うアニメ作品及び IP 関連窓口は契約後に発注者が指定することから、IP 使用料、コラボ展示の制作料、会場装飾等、この企画に係る費用全額について税抜 1,500 万円を見込むこと。
 - ・企画展示等の内容については、産地組合などの関係者と十分調整した上で、発注者と協議し決定すること。また、伝統的工芸品の事業者がコラボ商品を制作する際は、著作権元との調整やデザインに関する助言を行うなど、サポートを行うこと。
 - ・発注者が指定したアニメのファンの来場促進につながるよう、発注者や著作権元と綿密な打合せを行うこと。なお、発注者の指定した IP の利用につき問題が生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、その指示を仰ぐこと。
 - ・アニメ作品と伝統的工芸品がコラボした商品を伝統的工芸品の事業者が販売する場合

- は、販売や会計に必要となる人員や機材等を手配すること。なお、当該コーナーに、現金に加え、キャッシュレス決済にも対応できる集中レジを設けること。
- ・クレジットカード端末利用に係る手数料等は各出展者（利用者）が負担するように調整し、当該条件について事前に各出展者から了解を得ること。
- ⑥ つくる喜び伝統工芸体験（ワークショップ）【基本計画 P15～16】
- ・子どもから大人まで、様々な年代の方に楽しんでもらえる、伝統的工芸品、郷土工芸品等の制作体験コーナーを設置すること。
 - ・制作体験に使用するためのキットを産地組合や事業者等と調整し、事前に必要数を準備しておくこと。
 - ・制作体験で使用する機器、備品等の手配を行うこと。
 - ・制作体験の予約受付にあたっては、混乱が生じることのないよう、事前受付分と当日受付分の適切な配分に努めること。
 - ・事前予約を受け付けるためのサイトを作成すること。
 - ・制作体験に携わる職人等については、適切な額の日当を支払うこと。
 - ・当該コーナーには、受注者が手配する人員に加え、発注者においても人員を配置することから、必要人数や役割分担について協議すること。
 - ・多くの来場者に満足していただけるよう、体験時間や体験内容などを工夫すること。
- ⑦ 秘密箱・からくり箱を開けてみよう（秘密箱・からくり箱体験コーナー）【基本計画 P16】
- ・秘密箱・からくり箱を開けて楽しむ体験コーナーを設置すること。
 - ・体験内容については、発注者等と協議の上で決定すること。
 - ・多くの来場者が楽しめるよう、難易度の異なる様々な秘密箱・からくり箱を用意するとともに、必要な人員を配置し、混乱が起きないように努めること。
 - ・当該コーナーには、受注者が手配する人員に加え、発注者においても人員を配置することから、必要人数や役割分担について協議すること。
- ⑧ 工芸で味わう かながわ酒肴バー（企画展）【基本計画 P17】
- ・神奈川県内の地酒等を県内の伝統的工芸品の器やカップで楽しめるバーを設置すること。
 - ・酒類等を提供することから、発注者と協議の上で、関係法令上必要な許可を有する事業者を手配し、適切に運営管理を行うこと。
 - ・バーの運営に必要な人員や機材は、原則として、全てバーを運営する事業者の負担で用意すること。
 - ・衛生面に十分配慮すること。
 - ・未成年者への酒類の提供がなされないようにすること。
 - ・伝統的工芸品の器やカップの販売につながるような企画を工夫すること。
- ⑨ かながわ匠 MAP（市町村 PR ブース）【P18】
- ・神奈川県や関係市町の魅力を PR するブースを設置すること。
 - ・ブースの設置に必要な機材や備品を手配すること。
 - ・ブースの展示内容等については、神奈川県、関係市町等と十分な調整を行い、それぞれの魅力が伝わるよう工夫すること。
- ⑩ GREEN×EXPO 2027 出展スペース（企画展）【基本計画 P19】
- ・GREEN×EXPO 2027 の開幕が全国大会の 4 か月後に控えていることから、GREEN×EXPO 2027 の魅力が伝わるコーナーを設置すること。
 - ・当該コーナーの設置にあたっては、（公社）2027 年国際園芸博覧会協会と緊密に調整し、必要な機材や備品等を手配すること。
 - ・GREEN×EXPO 2027 とコラボした企画など、全国大会の集客につながる工夫を行うこと。
- ⑪ ベトナム出展スペース（企画展）【基本計画 P19】

- ・制作体験に携わる職人等は発注者が手配するので、受注者は発注者と協議し、最低限の什器等のコーナー設置を行うこと。
- ⑫ 匠の縁 商談処（商談コーナー）【基本計画 P20】
 - ・県内の伝統的工芸品の国内外での販路開拓につながるバイヤーを集めた商談会を実施すること。
 - ・商談会は、できる限り伝統的工芸品の事業者の希望に沿うよう配慮するとともに、発注者とも緊密に連携して実施すること。
 - ・事前にバイヤーとサプライヤーの商談会でのマッチング希望調査を行い、調整するなど、商談の質を担保できる工夫すること。
- ⑬ ひとやすみ処【基本計画 P21】
 - ・パシフィコ横浜会場内に、来場者が休憩できるスペースを適切に設けること。なお、休憩スペースの確保にあたっては、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会とも調整を行うこと。
- ⑭ 迎いのオブジェ【基本計画 P21】
 - ・会場入口付近に、鎌倉彫、小田原漆器、箱根寄木細工の見附を展示すること。
 - ・展示する見附は発注者において用意するので、受注者は、それぞれの産地組合などの関係者と調整し、見附の魅力が伝わる展示方法を工夫すること。
 - ・見附以外に必要なブースの設営等は、受注者の負担で行うこと。
- ⑮ みなと KOUGEI フード&フェス（サブイベント会場）【基本計画 P22～23】
 - ・当該イベントの来場者をメインイベントの会場へ誘導できるよう、レイアウトやプログラム等を工夫すること。
 - ・イベントの内容は、本県の魅力を来場者にPRできる内容となるよう充分検討し、発注者と協議の上で決定すること。
 - ・出展者は、関係市町の意向を確認し、発注者と協議した上で手配すること。
 - ・雨天時でも円滑に事業が実施できるような工夫を行うこと。
- ⑯ かながわ彩祭り（サブイベント会場）【基本計画 P24～25】
 - ・プラザ広場の特性を生かしたステージイベントを工夫すること。
 - ・当該イベントの来場者をメインイベントの会場へ誘導できるよう、レイアウトやプログラム等を工夫すること。
 - ・プラザ広場内のステージで11月7日（土）から9日（月）の3日間、複数のステージイベントを実施すること。
 - ・ステージイベントの実施に必要な、音響や資材を手配すること。
 - ・ステージ出演者の決定にあたっては、関係市町の意向を確認した上で、発注者と協議すること。
 - ・ステージ出演者との交渉、連絡調整等を実施すること（報償費が必要な場合、その支払も含む。）。
 - ・雨天時でも円滑に事業が実施できるような工夫を行うこと。
- ⑰ 会場見学ツアー（関連イベントプログラム）【基本計画 P26】
 - ・横浜市内の小学校を対象に、授業、学校行事及びクラブ活動の一環として会場見学ツアーの企画・運営を行うこと。
 - ツアー実施日：11月9日（月）
 - 受入対象：横浜市内の小学校のうち見学を希望する学校（発注者において募集予定）
 - 内容：オリエンテーションの後、①ガイドツアー、②自由見学、③ワークショップを、学校の希望により組み合わせて実施
 - ・申込校の希望を踏まえ、見学（オリエンテーション、ガイドツアー、自由見学、ワークショップ）の時間を調整すること。
 - ・見学校の希望があれば、児童・生徒が伝統的工芸品に対する理解を深め、興味を引き出せるよう参考資料を作成し、申込校へ事前に提供するよう努めること。

- 児童・生徒向け参考資料（例）
 - ・掲載内容：会場の簡略マップと主な展示等の紹介、選択・穴埋め・記述式などによるワーク
- 教諭向け参考資料（例）
 - ・掲載内容：見学の手順や注意事項、主な展示内容等の説明
 - ・見学日程、実施スケジュール、ワークショップ所要時間を踏まえ、各校の見学ルート、使用する部屋、引率者、昼食会場等の詳細を調整すること。
- ⑱ KOUGEI スタンプラリー【基本計画 P29】
 - ・メインイベント会場とサブイベント会場の回遊を促進するため、スタンプラリーを実施すること。
 - ・スタンプ台のデザイン、設置場所、設置台数及びスタンプの印面等については、発注者と協議の上で決定すること。なお、スタンプ本体は発注者が鎌倉彫等で作成し、手配を行う。
 - ・全てのスタンプを集めた来場者を対象に、全国大会限定のノベルティを配布するなど、来場者の周遊につながる工夫を行うこと。
- ⑲ 追加提案
 - ・上記の内容に追加して、会場への来場促進につながる企画を提案するよう努めること。
- (イ) 催事の総合調整に関すること
 - ・発注者主催の催事に係る実施計画・スケジュールを策定し、適切に業務の進捗管理を行うこと。
 - ・出展事業者等と緊密に連絡調整を行うこと。
 - ・出展事業者等からの問合せに対応すること。
 - ・パシフィコ横浜の管理者（以下、「施設管理者」という。）と緊密に連絡調整を行うこと。
 - ・主催者と緊密に連絡・調整を行うこと。
- (ウ) 会場設営に関すること
 - ・各種催事で必要となる装飾、展示用備品、照明等の手配並びに機器、設備等の設営及び撤去を行うこと。
 - ・展示販売品等の搬入、搬出、配送及び返送作業を円滑に行うこと。出展者が独自に行う場合は、そのサポートを行うこと。
 - ・必要となる看板等の制作、設営及び撤去を行うこと。
 - ・会場設営等に係る費用について、不測の事態が発生した場合は、発注者と協議し対応を決定すること。
- (エ) 催事の運営に関すること
 - ・催事の進行運営管理を適切に行うこと。
 - ・運営スタッフ（受付、会場案内、誘導等）に係る企画、手配及び運営管理を適切に行うこと。
 - ・催事の運営に係る費用について、不測の事態が発生した場合は、発注者と協議し対応を決定すること。
- (オ) 警備・安全確保に関すること。
 - ・全国大会を安全に運営するため、警備員を適切に配置し、パシフィコ横浜内外の交通整理や巡回などの業務を実施すること。
 - ・搬出入・駐車場誘導、巡回、夜間警備などの人員について、施設管理者及び発注者と調整し、必要な警備員を確保すること。
 - ・警備の実施に当たり、警察、消防など関係機関と事前に協議を行い、大会当日までの準備にあたること。
 - ・会期中、視察等で要人が訪れる場合については、動線、駐車場の確保等、必要な対策を発注者と協議の上で実施すること。

(カ) 衛生管理・清掃に関すること

- ・必要なスタッフを配置し、会場内外の巡回清掃、ごみ袋の取替えなどを行うこと。
- ・施設管理者及び発注者と調整の上、ごみ箱（指定の区分に分別）を会場内の複数箇所に、動線の邪魔にならないよう設置すること。なお、ごみ箱には英語の説明を表示するなど、海外の方にも分別回収が理解できるよう配慮すること。

(キ) 会期中の事務局の設置に関すること

- ・会期中、受注者において会場内に事務局を設置し、運営に必要な次の機材及び機器等を適切に配備すること。

(ク) 災害・緊急時の対応に関すること

- ・開催期間中、火災、台風、地震等の災害など、緊急事態が発生した時は、来場者の安全を最優先で確保するため、非常時の連絡網や、避難誘導計画を作成すること。また、作成した連絡網や計画は事前にスタッフに十分な周知を行うこと。
- ・計画の作成にあたっては、パシフィコ横浜の緊急対応マニュアル等の規程に基づき、施設管理者及び発注者と緊密に調整を行うこと。

(ケ) 売上実績等の取りまとめに関すること

- ・全ての出展事業者等から、会期中の売上状況や制作体験人数等を報告させ、その結果を取りまとめること。
- ・上記については、必ず出展事業者等に事前に告知し、把握できなくなることはないよう対策を講じること。

(コ) その他

- ・委託業務の遂行に必要な業務については、適宜、発注者と調整の上で適切に実施すること。

(4) 周遊ツアーに関すること

ア 目的

基本計画の内容をもとに、次の①、②のプログラムについて、伝統的工芸品と郷土工芸品の産地振興を図ることを目的に、産地を周遊するツアーを実施する。

イ 委託業務内容

① 伝統的工芸品産地周遊ツアー（関連イベントプログラム）【基本計画 P27】

- ・全国大会やパシフィコ横浜で開催する催事の内容を踏まえ、ツアーのターゲットを適切に選定し、参加者の満足に結び付くような工夫を行うこと。
- ・伝統的工芸品や、産地の魅力が伝わるツアー内容とし、集客の促進に努めること。
- ・ツアーは有料とするが、発注者と協議を行い、一般の方が参加しやすい値段設定とすること。
- ・伝統的工芸品の産地である鎌倉市、小田原市及び箱根町周辺の観光地を巡る等、産地全体の魅力を発信する内容とすること。

② 郷土工芸品産地を巡るツアー（関連イベントプログラム）【基本計画 P28】

- ・全国大会やパシフィコ横浜で開催する催事の内容を踏まえ、ツアーのターゲットを適切に選定し、参加者の満足に結び付くような工夫を行うこと。
- ・郷土工芸品や、産地の魅力が伝わるツアー内容とし、集客の促進に努めること。
- ・ツアーは有料とするが、発注者と協議を行い、一般の方が参加しやすい値段設定とすること。
- ・郷土工芸品の産地である横浜市、相模原市、横須賀市及び伊勢原市並びにその周辺の観光地を巡る等、産地全体の魅力を発信する内容とすること。

(5) 広報 PR に関すること

ア 広報 PR を行う方針

本催事の内容等を踏まえ、広報の対象とするターゲットを具体化し、発注者と協議の上で経費の最適化を図り、Web 広報媒体等を選定すること。

広報 PRに係る経費は上限を 1,300 万円（税抜）（動画制作費含む）とし、積算を行うこと。

なお、広報 PR について、今後、発注者への協賛金収入等に応じて広報 PR に係る予算が増額となる可能性があるため、広報の回数や手段等について、発注者と協議を行い柔軟に対応すること。

イ 宣伝広報及び広告に関すること

- ・大会 Web ページ、パンフレット、チラシ、ポスター、動画等の企画及び制作を行うこと（納品場所は別途指示）。
- ・Web ページについては、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会の Web ページ（<http://kougei-expo.com/>）を必ず活用して制作すること。
- ・ポスターの大きさは A 1 版とし、1,000 枚程度制作して効果的に PR するよう努めること。
- ・ポスターデザイン等は、Web ページにも活用できる内容とし、神奈川県 of 伝統的工芸品だけでなく、全国の伝統的工芸品の大会であることが分かるデザインとすること。ただし、神奈川県の 3 つの伝統的工芸品は必ず使用すること。
- ・ポスター等に使用する神奈川県の伝統的工芸品の写真は、原則新規に撮影すること。
- ・開催の事前告知用のチラシは必ず制作すること。
- ・事前告知用のチラシの制作にあたっては、発注者の主催催事をメインに構成するもの（7 月頃を目途に制作）と、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会の主催催事への出展者決定後に制作するもの（9 月頃を目途に制作）の 2 種類を、それぞれ 10,000 部作成すること。また、英語版もそれぞれ 2,000 部作成すること。
- ・会場周辺の垂れ幕やフラッグを使用するなど、会場周辺での広報活動を行うこと。
- ・ポスター、チラシは必要に応じて予算の範囲内で増刷すること。
- ・伝統的工芸品と親和性が高い顧客層を抱える領域である美術館、ホテル及びクルーズ船の利用者などを本催事に引き込む工夫を行うよう努めること。

(6) 他団体等との連携に関すること。

- ・発注者の催事スペースにおいて、他の団体と連携した催事を検討する場合は、当該団体との調整を発注者と協同で行い、円滑に実施できるよう努めること。

(7) 来場者等の食事の確保に関すること

- ・会場内や屋外でキッチンカーを配備するなど、来場者や出展者に食の提供を行うよう努めること。なお、キッチンカー等の出展にあたっては、事前に出展マニュアルを作成し、保健所の許可を得るよう周知するなど、必要な対応を行うこと。
- ・食の提供にあたっては、県産の食材を用いるなど、本県の食の魅力が伝わる工夫を行うこと。
- ・会場周辺の飲食店の案内を行うなど、会場周辺を含めて来場者に向けた食の情報発信に努めること。

(8) 関係者との連絡調整等に関すること

- ・発注者、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会、施設管理者、出展者などの関係者との連絡調整を行い、円滑な業務の遂行に努めること。
- ・本業務の実施に当たり、各種申請が必要な場合はそれに関する業務を適切に行うこと。

(9) スタッフ等の配置・管理

- ・進行・運営スタッフ、責任者等大会の運営に必要なスタッフの手配及び管理を行うこと。
- ・当日の進行及び運営管理を適切に行うこと。
- ・交通整理に必要な人員の配置及び運営管理を行うこと。

- ・運営スタッフについては、発注者においても人員（駐車場内の誘導、インフォメーション案内、来賓対応等）を配置することから、必要人数や役割分担について協議すること。
- (10) 契約期間中における各種問合せへの対応
- 問合せ用のメールアドレス、電話番号を準備し、問合せ対応を的確に実施すること。問合せがあった場合、必要に応じて発注者に確認した上で、適切な回答を行うこと。
- (11) 来場者等に対する業務に関すること
- ア 会場案内業務に関すること
- ・会期中に会場で配布する会場案内図を作成すること（75,000部）。
 - ・案内用立て看板や誘導看板等の制作、設置及び撤去を行うこと。
 - ・催事期間中の来場者数を集計すること。
 - ・案内業務等に従事する者には、全て統一のスタッフジャンパー等を着用させることとし、当該スタッフジャンパーのデザイン及び制作を行うこと。
- イ 会場内インフォメーションセンターの設置
- パシフィコ横浜展示ホールC,D入口内（またはパシフィコ横浜入口）及びプラザ広場にインフォメーションを設け、来場者への案内等を行う。
- 設置期間：11月7日（土）～9日（月）
- 実施業務：パンフレットの配布、会場内アナウンス、来場者からの質問対応、県内の観光案内及びマスメディア等の受付等
- ウ 会場までの案内・誘導に関すること
- みなとみらい駅及び桜木町駅からパシフィコ横浜までの通路において、スタッフを配置し、参加者、来場者の案内・誘導を行うこと。
- エ 観光客への配慮に関すること
- ・総合案内に配置する通訳を手配すること。
 - ・英語、簡体字、繁体字に対応した会場案内図（簡易版）を15,000部作成すること。
 - ・簡易版の案内図の仕様については、図面に英語、簡体字、繁体字で工芸品の名称等が記載されている程度の簡易なものを想定すること。
 - ・パシフィコ横浜内の案内看板等（伝統的工芸品等の紹介パネル、会場案内図の拡大版を看板等にして設置する場合はその看板）について、外国語（英語、簡体字、繁体字）表記を行うこと。
- オ 来場者等の救護に関すること
- ・来場者や出展者等の傷病に対応するため、応急処置や近隣の医療機関への搬送の手配を行うこと。
- (12) 上記（1）から（11）を踏まえた開催計画の策定等に関すること
- ・イベントの全体企画及び詳細企画を策定すること。
 - ・各種計画を作成（運営計画、来賓接遇対応、警備計画、広報集客計画、スケジュール等）すること。
 - ・本業務の遂行に必要な各種マニュアルを作成すること。
 - ・上記計画やマニュアルを関係者へ周知（必要に応じスタッフ（発注者が配置するスタッフも含む）への説明会等を開催）すること。
 - ・上記の策定期間は、発注者と協議の上で決定すること。
- (13) 報告書の作成
- ・大会報告書の企画、作成及び印刷製本（仕様はA4サイズ、カラー、500部程度を想定）を行うこと。
 - ・記録写真など記録データを提出すること。

- ・事業実施報告書を作成すること（紙媒体2部、電子データ一式）。
- ・その他必要に応じて発注者が指示したものを作成し提出すること。

5 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。また、業務の実施にあたっては、傷害、損害等に備えて各種保険に発注者と調整の上で加入すること（委託事業者が既に加入している保険で対応できる場合は新規加入を求めない）。
- ・委託業務の遂行にあたっては、発注者と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行に努めること。
- ・経過については、発注者に随時報告するものとする。
- ・業務の実施にあたって疑義が生じた場合、業務遂行上の重要事項を判断する場合は、発注者と十分に調整の上、その指示又は承認を受けること。
- ・その他定めのない事項については、その都度発注者と協議の上で処理すること。
- ・実施する業務については、状況の変化により業務内容等に変更があり得るものであることから、変更が生じた場合は、予算の範囲内での実施について、発注者と協議すること。
- ・全国大会の共催者である一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会及び日本伝統工芸士会の事業に係る受託者とも密に協議を行うとともに、連携して催事の運営に当たること。
- ・パシフィコ横浜や小田原三の丸ホールなど、本業務で使用する会場の使用料は、発注者が支払いを行うことから、受注者における支払いは不要とする。

6 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書	2部
※図面等を除き、A4版縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷	
イ 実績報告書の電子データ	1式
ウ 本仕様書に定める計画書、図面等	1式
エ 記録写真及び関連データ等	1式
オ その他、業務にあたって発注者が作成を指示した資料	1式

(2) 提出期限

2027年1月13日（水）

(3) 提出先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会事務局

（神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課調整グループ内）

7 その他

(1) 仕様の変更について

本業務内容に係る仕様記載事項は、今後状況に応じて変更する場合がある。その場合の仕様の変更には柔軟に対応すること。なお、その場合には下記の点に留意すること。

- ア 原則として、契約金額の範囲内で対応すること。
- イ 大幅な仕様変更により、契約金額を超える場合については、当該業務の着手前に、発注者と協議すること。
- ウ 数量変更などによる仕様の変更に伴い、契約額が減額となることも想定されること。

(2) 再委託の禁止

受注者は、この契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任

し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分を除く業務であっても、重要情報を扱う部分については同様の扱いとする。

ア 受注者は業務の一部（主たる部分を除く。）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を提出し、発注者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、発注者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

(ア) 再委託を行う業務の内容

(イ) 再委託で取り扱う重要情報

(ロ) 再委託の期間

(ハ) 再委託が必要な合理的理由

(ニ) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(ホ) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(ヘ) 再委託の相手方に求める重要情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(ト) 再委託の相手方の監督方法

(チ) 再委託先が、再委託される業務を履行する能力等

イ 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受注者は変更の届け出を提出し、発注者による審査及び承認を受けるものとする。

ウ 受注者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負うものとする。

エ 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び重要情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

オ 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

カ 再委託した事務をさらに委託することは原則として認めない。

(3) 著作権等

ア 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、成果品の引渡しと同時に、受注者から発注者に移転するものとする。

イ 受注者は成果品について、発注者に対して著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

ウ 作成過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に係る利用許諾等の処理は、受注者の責任及び費用を持って適正に行うものとする。

エ 他者の著作権・肖像権を侵害しないこと。

オ その他、関係法令を遵守すること。